

事務連絡
令和5年3月31日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する政令（令和5年国土交通省令第6号）に関する補足説明及び運用を別紙1及び別紙2のとおり取りまとめたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、建設発生土等の適正処理に一層取り組まれますよう、指導を徹底する等、格段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 2 0 号）の一部改正（令和 5 年 3 月 3 日公布）に関する補足説明及び運用は次のとおり。

1. 搬出先に交付を求める受領書等（第 6 条関係）

（1）搬出先に交付を求める受領書等の対象工事規模（同条第 1 項から第 3 項関係）

同条第 1 項及び第 3 項に規定する「再生資源利用計画書」とは、第 8 条第 1 項の規定する搬出量以上である場合に作成したものをいう。

（2）搬出先に交付を求める受領書（同条第 1 項関係）

1) 受領書の交付者等

受領書の交付により、元請建設工事事業者等（第 9 条に規定する工事現場の責任者（以下、同じ））が土砂をどこに運んだのかを明確にするとともに、搬出した土砂を引き継いで管理する者を明確にすることを目的としている。よって、搬出先においては搬出先の次の管理者に受領書の交付を求めること。

① 土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所にあつては、当該建設工事の元請建設工事事業者等

② 上記①以外にあつては、搬出した土砂を引き継いで管理する者

なお、受領書は建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なすものとする。

2) 受領書の記載事項

本規定は、省令第 8 条第 1 項の規定により作成した再生資源利用促進計画に記載した搬出先に実際に搬出されたことを省令第 6 条第 1 項各号に定める事項を記載した受領書で確認するようを求めているものである。なお、第 6 条第 3 項に規定のとおり、元請建設工事事業者等は最終搬出先まで追跡する必要があるが、例えば土砂処分場で土砂の再利用を行っている場合もあることから、当該搬出先から更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするために土砂の利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別※ 1）の記載も求めることとする。利用種別が「盛土利用等」の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐものと考えられるため、元請建設工事事業者等によるその後の土砂の追跡は不要とする。また、第 6 条第 3 項第 1 号の規定により土砂の追跡を不要とするには、国及び自治体の交付する受領書が必要である。また、土砂の搬入量については、体積による表示とし土質区分(※ 2)及び地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記するよう求めるものとする。

※1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※2 土質区分は、発生土利用基準（国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日）による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系（（公社）地盤工学会）による。

(受領書記載例)

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●●●建設工事

責任者(※) ●●●● 殿

(受領先)

■●●●■建設工事

責任者(※) ■●●■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地：■●●●■建設工事

■●●●■県■●●●■市■●●●■町■●●●■丁目■●●●■番地■●●●■地内

受領した管理者の商号：■●●●■建設（株）

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●●●●県●●●●●市●●●●●町●●●●●丁目●●●●●番地●●●●●地内

土砂の搬出量：盛土利用等 第 1 種建設発生土 ●●●●●m³（地山量）

一時堆積 第 1 種建設発生土 ●●●●●m³（地山量）

搬入が完了した日：令和●年●月●日

※ 第 9 条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

(搬出証明書記載例)

令和●年●月●日

●●●●●建設工事

責任者 ●●●●

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地：■●●●■資材置き場

■●●●■県■●●●■市■●●●■町■●●●■丁目■●●●■番地■●●●■地内

受領した管理者の商号：●●●●●（株）

搬出元の名称及び所在地：	●●●●●建設工事
	●●県●●市●●町●●丁目●●番地●●地内
土砂の搬出量	：一時堆積 第2種建設発生土 ●●●●●m ³ （地山量）
搬入が完了した日	：令和●●年●●月●●日

（3）搬出先から受領書の交付が得られない場合（第6条第1項関係）

搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、土砂の搬出元の元請建設工事業業者等は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要である。

ただし、元請建設工事業業者等が、搬出先が「盛土利用等」と認識していた場合においても、搬出先が土砂を更に他の場所へ搬出した場合には、当該搬出先を記録することが必要となることから、趣旨を理解して受領書を交付して頂ける搬出先を選定することが重要である。

（4）計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面等（第6条第3項関係）

元請建設工事業業者等は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（第6条第3項第1号から第3号に規定する搬出先を除く）から他の搬出先へ搬出された時は速やかに、当該他の搬出先への搬出に関して、同第1項に規定する受領書記載事項を記載した書面を作成する。また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とすることとしており、その記載例を別添1に示す。なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで当該書面の作成に代えることができるものとする。

1）国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所（同項第1号）

「国又は地方公共団体が管理する場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものをいうものとする。なお、「その他公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの」は定めていない。

2）建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所（同項第2号）

他の工事現場で利用するため一時堆積することをいう。なお、「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」の解釈は第8条第1項の解釈（2.（1））による。

3）建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの（同項第3号）

国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を定める件（令和5年国土交通省告示第158号）に定めるとおり、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第6条第1項に規定するストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードをいう。

4) 土砂処分場（再搬出を前提としないもの）

土砂処分場は、受領書記載事項（1.（2）2）) のとおり更に他の搬出先へ搬出されることが無いことを明確にすることで、最終搬出先として当該書面に記載することができる。

2. 再生資源利用促進計画の作成等（第8条関係）

(1) 「工事現場から搬出」に関する解釈（同条第1項関係）

再生資源利用促進計画の作成において、「工事現場から搬出」に関する解釈は次のとおり。

① 「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」とは

当該建設工事の請負契約図書若しくは元請建設工事事業者等が作成する施工計画書において工事場所と定める場所であって、当該元請建設工事事業者等の管理下にある場所をいう。

② 「搬出」とは、当該建設工事において土砂を管理しない状況となることを言う。例えば、当該建設工事において埋め戻すために、当該工事分の土砂を区分して仮置きする場合は搬出には含まない。

(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項（同条第3項関係）

本規定は、建設工事から搬出される建設発生土が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう、元請建設工事事業者等に再生資源利用促進計画の作成に当たり、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き確認や搬出先が盛土規制法の許可地等であるかなど適正確認を求めているものである。確認の考え方等は別添2の「確認結果票作成に当たっての解説」に示す。

(3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知（同条第6項関係）

建設現場等から土砂を搬出するトラック運送事業者に搬出先が盛土規制法の許可等を受けているかどうか確認するよう周知される予定であることから、本規定では元請建設工事事業者等が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して同条第2項第三3号及び第4号に掲げる事項並びに第3項各号に掲げる事項の確認結果を通知するよう求めているものである。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、当該元請建設工事事業者等からの通知は要しない。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）の一部改正（令和 5 年 3 月 3 日公布）に関する補足説明及び運用は次のとおり。

1. 受領書の交付（第 5 条関係）

（1）受領書の記載事項（同条第 1 項関係）

元請建設工事事業者等は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに同項各号に定める事項を記載した受領書を交付することとしている。なお、当該建設工事から更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするため土砂の利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別※ 1）も記載することとする。また、土砂の搬入量については、体積による表示とし土質区分（※ 2）及び地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記するものとする。

また、当該建設工事の建設発生土の搬入量が再生資源利用計画の作成対象規模未満の場合においても、搬入元の受領書の交付の求めに応じられたい。

※ 1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※ 2 土質区分は、発生土利用基準（国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日）による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系（（公社）地盤工学会）による。

（受領書記載例）

令和●●年●●月●●日

（搬出元）

●●●●ストックヤード（株）

代表取締役 ●●●● 殿

（受領先）

●●●●●●建設工事

責任者(※) ●●●●

土砂受領書

受領先の名称及び所在地：●●●●建設工事

	■■■県■■■市■■■町■■■丁目■■■番地■■■地内
受領した管理者の商号名	: ●●建設 (株)
搬入元の名称及び所在地	: ●●●ストックヤード
	●●●県●●●市●●●町●●●丁目●●●番地
土砂の搬入量	: 盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●m ³ (締固め量)
	一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●m ³ (ほぐし土量)
搬入が完了した日	: 令和●●年●●月●●日

※ 第10条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)